

平成25年7月30日

行政評価・監視の実施

〈官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視
－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－〉

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に行政評価・監視を企画し実施しています。

今回、平成25年8月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。

ポイント

- 国の庁舎の施設・設備のバリアフリー化、高齢者、障害者等への情報提供、職員等に対する教育訓練及び帰宅困難者等の受入対策等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 本行政評価・監視は、関東管区行政評価局、茨城行政評価事務所、新潟行政評価事務所が調査を担当

【連絡先】

関東管区行政評価局第一部第2評価監視官
担当： 辻
電話：048-600-2321
FAX：048-600-2337

官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視

－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

調査の背景

官庁施設については、かねてより、

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、「建築物移動等円滑化基準」への適合義務あり
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日、関係閣僚会議決定)に基づき、特に、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応した便所(オストメイト対応)、駐車スペースの整備などの取組を推進
また、災害時等においても、障害者や高齢者等の安全、安心を確保するよう努めるとされている。
- 「移動円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年3月31日、国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)に基づき、施設利用に当たって必要となる情報の適切な提供、施設管理者による職員等関係者に対する適切な教育訓練を実施

主要調査項目

1 官庁施設のバリアフリー化の推進状況

2 官庁施設における震災時対策の推進状況

○ しかし、窓口までの視覚障害者誘導用ブロックや障害者用駐車スペース、多様な利用者に配慮した多機能便房(トイレ)が利用しづらいなどの指摘

○ また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓として、危険が分からない、どこに避難すればいいか分からない高齢者、障害者や帰宅困難者等への対応が課題
(さいたま新都心合同庁舎等は、広域防災拠点)



視覚障害者誘導用LED内蔵ブロック

○ 官庁施設の利用者に対する安全確保及び利便向上の観点から、官庁施設のバリアフリー化、震災時対策の推進状況等を調査

主要調査対象

- 調査対象機関
埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の行政機関
- 関連調査等対象機関
関係団体

調査実施期間

平成25年8月～11月(予定)

調査担当局所

関東管区行政評価局
茨城行政評価事務所、新潟行政評価事務所